

業務提携に関する検討会（第5回）議事要旨

- 1 日 時 平成31年3月22日（金） 14：00～16：00
- 2 場 所 中央合同庁舎第6号館B棟 公正取引委員会官房第1会議室
（11階）
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 株式会社カカコムからのプレゼンテーション（非公開）
 - (3) 討議（「先進的な業務提携に関する独占禁止法上の考え方」について）
 - (4) 閉会
- 5 議事概要
討議において各委員から出された意見等は以下のとおり。

- データ利活用の在り方を検討せずに、データ関連の業務提携に関する独占禁止法上の問題点を整理することはできないのではないか。データの提供、利用許諾、研究開発等の参加者が途中離脱した際のデータ消去、データオーナーシップ等の問題は、競争政策上の論点となり得るので検討すべきではないか。データ利活用の在り方については、各省庁横断で議論されており、本検討会だけで判断できる問題ではないかもしれないが、そのような議論の内容を本検討会にも取り入れることで事業者がより具体的なイメージを抱けるのではないか。
- 業務提携の各陣営間での競争が激しい段階で、データへのアクセス拒絶等を問題視して独占禁止法が介入するのは、新事業発展の芽を摘みかねないので注意すべき。
- デファクトスタンダードや不可欠性の要素が認められるようなデータについては、当該データを利用させないことにより他者排除等の独占禁止法上の問題が生じる可能性がある。一方で、そのような要素が認められない場合には独占禁止法上の問題は生じないと考えられる。そのため、論点の設定に当たってはこの点も留意すべきではないか。
 - アクセス拒絶等を問題とし得る段階としてデファクトスタンダードに達しているか否かを見極めることが重要となる。ただし、それは、結局は事案によりケースバイケースによって判断されることになるところ、本検討会としては、介入が妥当となるフェーズについてどの程度整理できるかが課題である。

- データを取引するプラットフォームについては、その共同構築時から参加している事業者と、参加しておらずデータの利用のみを行う事業者との間でデータ利用料等を差別的に取り扱ったとしても、一定の合理性がある場合であれば問題ないのではないか。
 - プラットフォーム間で競争があれば、プラットフォームへのアクセスを制限しても特段問題ないのではないか。
 - データが多く集まることでプラットフォームの質が向上する構図なのであれば、そもそも利用者を排除するインセンティブは働かないのではないか。
 - ある特定の分野で創出される産業データの中には広く他分野でも利用価値を有するものもあり、当該特定分野の事業者が当該データを取引するプラットフォームを構築する動きもあるところ、当該特定分野と関連・隣接する分野の事業者をプラットフォームから排除することも想定されることから、競争上の問題が生じる場面もある。

- サプライチェーン等の効率化のためのデータ連携基盤については、これがデファクトスタンダード化した場合、当該システムに参加できなければ事業活動への支障が懸念されるところ、参加審査時に安全性等の基準適合性を理由に他者排除することも容易と考えられる。また、共有されるデータが事業活動上重要な競争変数を含む場合、当該システムを通じて他者の状況を把握できてしまうリスクも存在するだろう。

- 大企業とスタートアップの提携関係が良好である場合には、対等な関係が構築されているが、そうでなくなった場合には資金力の大きい大企業が優位な立場になってしまい、データや成果の帰属・制限における不利益の問題が生じ得る。また、大企業がスタートアップに対して、競業避止義務等を課すことによってスタートアップの成長を奪う要因になり得るので、そのような点を考慮すべきではないか。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

業務提携に関する検討会委員名簿

| | |
|---------|---|
| 池田 毅 | 池田・染谷法律事務所 弁護士 |
| 石垣 浩晶 | NERAエコノミックコンサルティング マネジングディレクター／東京事務所代表 |
| 齊藤 高広 | 南山大学法学部教授 (競争政策研究センター主任研究官) |
| 多田 敏明 | 日比谷総合法律事務所 弁護士 |
| 座長 根岸 哲 | 神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授 |
| 宮井 雅明 | 立命館大学法学部教授 (競争政策研究センター主任研究官) |
| 山田 英司 | 株式会社日本総合研究所 理事 |

[五十音順, 敬称略, 役職は平成30年12月14日現在]